



長野県報

11月9日(月)
平成27年
(2015年)
第2723号

目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	1
生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等の変更の届出（地域福祉課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	3

公 告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び変更に係る土地利用基本計画図の閲覧（地域振興課）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	4
都市計画案の縦覧（都市・まちづくり課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（契約・検査課）	5
一般競争入札（人権・男女共同参画課）	6

長野県告示

名 称	所 在 地	認定の有効期限
東口病院	長野市栗田356番地1	平成30年12月6日

長野県告示第500号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部 守一

医療推進課

長野県告示第501号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
武田内科クリニック	長野県安曇野市穂高柏原1122-1	平成27年7月1日
小林歯科医院	長野県安曇野市三郷明盛4688-4	平成27年7月1日
わかば薬局	長野県上田市上田1225-2	平成27年9月1日
わかばレディス&マタニティクリニック	長野県松本市浅間温泉1-24-5	平成27年7月1日

アップルロード・デンタルクリニック	長野県飯田市鼎名古熊2091-1	平成27年7月1日
ハロー薬局 飯田松尾店	長野県飯田市松尾上溝6317番1	平成27年7月1日

地域福祉課

長野県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社日医調剤ちの薬局	長野県茅野市ちの字渋沢628-4	平成27年9月1日
飯田薬局	長野県諏訪市諏訪2-6-8	平成27年9月30日
わかば薬局	長野県上田市上田1225-2	平成27年8月31日
医療法人清水医院	長野県諏訪市末広1-8	平成27年9月30日
八王子薬局	長野県飯田市駄科546-1	平成27年8月31日

地域福祉課

長野県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
小池真奈美	長野県諏訪郡富士見町立沢160	平成27年8月1日

地域福祉課

長野県告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

施術所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
中塚鍼灸接骨院	長野県上伊那郡宮田村3259-1	中塚裕美	白鳥裕美	平成27年6月1日
フセヤ接骨院	長野県中野市西2丁目1-19	長野県中野市西2丁目1-19	長野県中野市大字吉田1351-1	平成27年1月6日
小山接骨院	長野県須坂市大字日滝1150	小口美由紀	荒井由香里	平成27年9月1日
はりきゅう整骨院マハロハ	長野県東御市常田612-1	はりきゅう整骨院マハロハ 長野県東御市常田612-1	堀込針灸接骨院 長野県佐久市岩村田1843-55	平成27年9月11日

地域福祉課

長野県告示第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

上松町

木曽広域連合

2 都市計画事業の種類及び名称

上松都市計画下水道事業 上松町公共下水道

3 事業施行期間

平成11年9月9日

平成33年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第506号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第507号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小県郡青木村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部地域振興課及び地方事務所において一般の閲覧に供します。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)
都市地域	357,753	26.4	361,270	26.6

地域振興課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年10月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フードバンク信州

3 代表者の氏名

佐藤 豊

4 主たる事務所の所在地

長野市大字高田1029番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、生活困窮者等の支援を必要としている人に適切に提供するフードバンク活動を地域の仕組みとして確立させ、共助社会の構築をめざす。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年10月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニティーケアサポート

3 代表者の氏名

伊東 勉

4 主たる事務所の所在地

安曇野市豊科高家782番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持たれた方や高齢者が、たとえ認知症になつたとしても地域の中で理解され暮らし続けることが出来る環境を整え、地域社会の意識や環境を向上させるために研修・講演活動を行うと共に地域高齢者及び障害者が就労の場を共に構築していくことを目的とする。

県民協働課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年11月9日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

岡谷都市計画道路 3・4・6号岡谷川岸線

2 都市計画を定める土地の区域

平成10年長野県告示第509号の土地の区域うち岡谷市川岸上三丁目及び川岸中一丁目の各一部を変更する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、岡谷市役所

4 縦覧期間

自 平成27年11月10日

至 平成27年11月24日

都市・まちづくり課